

質 問 回 答 書

件 名	茨城県立こども病院で使用する電気の供給		
回答日	令和7年1月29日	作成者	茨城県立こども病院 施設管理課 石川 施設管理課 菅野谷
備考	質問回答書への不明点は、作成者までご連絡ください。 TEL 0296-77-1121		
令和7年1月22日付質問書			
質問内容	回 答		
<p>1 契約開始日とあわせて契約電力を変更しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。(事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。 ・ また、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。 	<p>1 契約開始日と併せ、契約電力を696kw から 703kw へ変更する。</p>		
<p>2 契約電力を変更（増加・減少）する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が整わない場合は、契約変更日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。</p>	<p>2 承知しました。</p>		
<p>3 契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定していますか。</p>	<p>3 受電設備増加工事の予定はありません。</p>		

<p>該当する場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たさないで減少される時）は、増加された日に遡って、1年未満のご使用として料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>また、現在の契約期間中に増加工事を行っている場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承承願いたします。</p>	
<p>4 現時点において受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事が予定されていなくても、予定の変更等で、上記の事例となった場合は、増加日された日に遡って、1年未満のご使用として料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>4 承知しました。</p>
<p>5 入札書に記載する日付は入札日以前の日付でよろしいでしょうか。</p>	<p>5 入札書に記載する日付は入札日以前の日付で問題ありません。ただし、開札日または郵送を封入した日であることが望ましいです。</p>
<p>6 入札金額は税抜き総額（110分の100相当）とすることを前提に、税込み単価で算定することによろしいでしょうか。</p>	<p>6 入札金額算定途中の算定を税込みで行うことに差し支えありません。</p>
<p>7 入札金額の算定にあたり、それぞれの端数処理（表示）方法について、以下の例示の算定方法でよろしいでしょうか。</p> <p><例></p> <p>① 基本料金、電力量料金・・・銭未満切り捨て（小数点以下第二位まで表示）</p> <p>② 各月の電気料金・・・基本料金電力量料金円未満切り捨て（小数点以下切捨てて表示）</p> <p>③入札金額を税込金額から税抜金額（110分の100に相当する金額）にする場合 ・・・</p>	<p>7 入札金額の算定は入札仕様書3その他（5）にならい、算定お願いします。</p>

<p>税込み金額が980円の場合、 $980 \times 100 \div 110 = 890.90$円$\approx$891円（少数点以下切り上げ：入札価格） $891 \times 0.10 = 89$円（消費税等相当額） 891円+89円=980円（落札価格）</p>	
<p>8 基本料金単価は力率割引割増前の単価を記載し、基本料金（月額）は力率割引割増を行ったうえでの金額を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>8 その内容で結構です。なお力率は100%とします。</p>
<p>9 弊社が落札した場合、電化厨房割引等の付帯契約は解約となりますのでご了承ください。</p>	<p>9 承知しました。</p>
<p>10 入札保証金について、弊社は免除でよろしいでしょうか。</p>	<p>10 審査基準に係る内容のため回答できません。</p>
<p>11 弊社が落札した場合、契約保証金は免除でよろしいでしょうか。</p>	<p>11 審査基準に係る内容のため回答できません。</p>
<p>12 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては地域を所轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>12 当該契約は入札によるものであり、内容によっては公平性を欠くものとなるため、基本契約書の変更は行いません。ただし、甲乙協議の上、定めなければならない事項については協議の上決定します。</p>
<p>13 一般送配電事業者の託送供給約款の見直し等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。</p> <p>※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用率であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。</p>	<p>13 電力託送料金の変更等やむを得ない理由がある場合単価の変更は可能です。</p>
<p>14 弊社が落札した場合、支払期限日および遅延</p>	<p>14 12の回答を参照願います。</p>

<p>利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」 「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。</p>	
<p>15 支払期日を支払遅延防止法に準じて、当該請求を受理した日から30日以内とさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>15 12の回答を参照願います。</p>
<p>16 弊社は、電気料金ご請求の際、専用印を使用させていただいており、請求書は、当該の専用印が印字されたものとなります。 その場合、落札後に、使用印鑑届の提出が必要でしょうか。</p>	<p>16 不要です。</p>
<p>17 弊社が落札した場合、現在と同様のお支払い方法となりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>17 承知しました。</p>
<p>18 検針の結果はWebまたは電気料金の内訳書によりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか</p>	<p>18 承知しました。</p>
<p>19. 弊社が落札した場合、計量日はこれまでどおり地区の検針日が基準となるため、計量日は毎月15日となりますがよろしいでしょうか。 その場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあります がよろしいでしょうか。</p>	<p>19 原則として1日ですが、やむを得ない理由であれば認めます。</p>
<p>20. 開札の結果により、供給する小売電気事業者が変更となる場合は、供給者変更(スイッチング)の申込手続きを小売電気事業者が行う必要があります。 一般送配電事業者の取り決めにより、スイッチングの申込期日が厳格に定められているため、開札以降すみやかに、小売電気事業者宛に廃止申込および使用申込手続きを行っていただきますよう よろしくお願いたします。</p>	<p>20 承知しました。</p>

21. 質問書の回答内容を担当者さま宛てに電話、メール等で確認することは可能でしょうか。	21 可能です。
22. 開札結果は開札日にご担当者様より、電話、メール等でご連絡をいただけないでしょうか。その場合、全ての応札者名、応札価格等を教えていただくことは可能でしょうか。	22 郵送による入札の場合、入札結果については入札後速やかに担当者に連絡します。
23. 入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	23 入札資格確認通知後の変更については電話等で連絡します。
24. 弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	24 可能です。